

第1回農業委員会総会(令和6年4月19日) HP版

事務局

(阿久津 正樹)

おはようございます。お時間となりましたので、始めさせていただきます。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第1回農業委員会総会を開会致します。

それでは高久会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。いよいよ春の農作業がスタート致しまして、今年度は水田の作付け目標数量は前年並みであるということですが、作付面積が若干減ったということで、作付面積の割り当てが減るという事になれば農地の休耕田が増えて、また自己保全管理の面積が増えてしまうのではないかと心配をしております。注意して状況を確認して頂きたいと思っております。

さて、本日は令和6年度の最初の総会となりますが、今年度は地域計画策定を年度末までに作るということでございまして、皆さんにはいろいろとご苦勞をおかけする年度となるかもしれません。が宜しくお願いしたいと思います。

なお、本日は午後農地利用最適化推進委員会の会議もございますので、そちらの方も宜しくお願いします。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、高久会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。ご着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

6番・室井廣美委員、7番・渡辺毅委員の2名をご指名致します。

それでは、これより審議に入ります。それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査の報告をお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長

(高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局	(渡邊 達也) 2頁をお開き下さい。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から4番の4件でございます。 これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第1号番号1についての報告を申し上げます。 (譲渡人)伊王野〇〇 Aさん (譲受人)宇都宮市〇〇 Bさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)自ら耕作できないため。 (譲受人)実家から近く、耕作に便利のため。 売買による所有権移転 総額 ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見:譲渡人は高齢で自ら耕作が出来ない為、また譲受人は実家から近くの当該農地であり耕作には便利で、尚且つ耕作する事は荒廃を防ぎ、好ましい申請と見て参りました。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので私から意見を申し上げます。
12	(高久 和司) 担当委員の意見に賛同し、特に付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
2	(和知 伸子) 少しお尋ねしたいのですが、譲受人は宇都宮に住んでおりますが、こちらの伊王野の実家に帰って来るという事になるのでしょうか。
3	(薄井 久志) 譲受人は住所が宇都宮になっておりますが、現在は母親の具合が悪くほとんどこちら(伊王野)に居て、農家をやりながら母親をみているということです。
2	(和知 伸子) わかりました。ありがとうございました。

議長	(高久 和司) 他にございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) その他に質問なしのようですのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。 次に2番について担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。
10	(佐藤 秀明) 議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。 (譲渡人) 寄居〇〇 Cさん (譲受人) 那須塩原市〇〇 Dさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)自ら耕作できず、後継者がいないため。 (譲受人)新規就農のため。 売買による所有権移転:10a当たり ××円 総額 ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見:譲受人のDさんという方は東那須野の4号線の近所が実家でして、その辺りで次男坊で昔は田畑を3反歩、5反歩ほどやっていたらしいのですが、新幹線や道路の拡幅関係で全て農地が無くなってしまっていて今現在はニンニクスプラウトというものを水耕栽培で、2aくらいハウス栽培しているようです。元々農業を30年くらい前までやっていたらしいのですが、そういう訳で農地が無くなってしまっていて、石材関係の許認可申請関係の代行業みたいな事をやっていて、芦野の方の石材屋を知っていました。そこから豆沢の方の土地を紹介されて今回の話が進んだ訳です。ご本人が言うには、少し湿地であるため土盛り等が必要だろうという事なのですが、主に果樹、オリーブや柿、ブルーベリーというものを作りたいという事です。奥さんとの間にはお子さんはいないのですが甥っ子が引き継いでくれるという事で話が進んでいます。また、譲渡人のCさん本人は結婚もしていなくて子供もいないので、休耕地が荒れることがないという意味で好ましい案件であると思われますので、ご承認宜しく願いしたいと思います。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の磯由起子委員、ご意見があればお伺いいたします。
1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意いたします。新規就農ということでありまして再び農地として活用されます事をとても好ましい案件として見て参りました。以上でございます。

議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。 何か質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。 次に3番について担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願いします。
5	(大平 康市) 議案第1号番号3についての報告を申し上げます。 (譲渡人) 寺子乙〇〇 Eさん (譲受人) 寺子乙〇〇 Fさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)経営移譲の為の所有権移転 贈与による所有権移転 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見:譲渡人は高齢であり贈与による所有権移転は、好ましい申請であると思います。譲受人のFさんが30～40年にもわたって耕作し続けている為なんら支障はないものと思われます。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑にはいります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。 次に4番について担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願いします。

5

(大平 康市)

議案第1号番号4についての報告を申し上げます。

(譲渡人)茨城県〇〇 Gさん

(譲受人)福島県白河市〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自ら耕作できないため。

(譲受人)新規就農のため。

売買による所有権移転:10a当たり ××円(宅地含む)

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見:譲受人は白河市に住んでいるが農地を取得して新規就農し、農作物を生産する事を実現したいと考えて土地を求めていたとのことです。今後、那須町に居住するか未定ですが、土地の活用については、周囲の意見等を参考にするとのこと。また農作物は里芋やさつま芋、アスパラガスの生産にも取り組んで行きたいとの事です。農地の有効利用が図られ好ましい申請であると思われます。以上です。

議長

(高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1

(磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。一部水はけの悪い所もあるようですが、新規就農されて、どのように利用されるのか期待したいと思いました。とても好ましい案件として見て参りました。以上でございます。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご意見ご質問等ございますか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長	(高久 和司) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 3頁をお開き下さい。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願い致します。
9	(平山 貴典) 議案第2号番号1について調査の報告を致します。 (貸人)高久甲〇〇 Iさん (借人)高久甲〇〇 Jさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 農地区分:第2種 転用の事由:借人は現在、実家で兄弟家族と同居しているが、子供の成長などを考えると現在の住宅では手狭になってしまう為、また、祖父の介護を考慮し、隣接した申請地に新居を建築したい。 使用貸借権の設定 期間:許可の日から20年間 転用の概要:住宅用地 ××m² 資金計画:建築費等 ××円 全額借入金 総合意見:借人は現在実家で兄弟家族と居住しているが、子供の成長等を考えると現在の住宅では手狭になってしまう。また、祖父の介護を考慮し隣接した申請地に新居を建築したいということであり、現在畑ではありますが使用していないということで、やむを得ない申請であると思われる。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
3	(薄井 久志) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
8	(林 武信)

事務局に確認したいのですが、宅地への転用だと普通500㎡以内は認められると聞いていますが、この場合××㎡ちょっとくらい残しても仕方がないので××㎡での申請になっているということなのでしょうか。

事務局 (渡邊 達也)

林委員の言うように、本来は一般住宅ということですので500㎡という基準を設けています。しかし先ほどにもあったように、どうしても残地として残ってしまうような場合にはその限りではないということではあります。今回のケースに関しては、実は、土地が実測と登記簿地積では大きく差がございまして、実測値が今回申請に上がって約××㎡程しかございません。2筆ございまして、1つは××㎡でその通りなのですが、上の××㎡というのが××㎡くらい。ですので実測で言うと約500㎡くらいとご理解頂きたいと思います。以上です。

議長 (高久 和司)

よろしいですか。その他ございますか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」についてを議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

5頁をお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終了しましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」の1番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願い致します。

7 (渡辺 毅)

議案第3号番号1について調査の報告を申し上げます。

(願出人)高久丙〇〇 Kさん

東京都〇〇 L(株) 代表取締役 Mさん

(許可を受けた者の住所・氏名)賃貸人:高久丙〇〇 Kさん

賃借人:東京都〇〇 L(株) 代表取締役 Nさん

許可を受けた土地は記載の通りでございます。

許可年月日:令和×年×月×日 那農委指令第××号

転用の概要:宿泊施設用地 ××㎡

取消理由:申請人は当初、申請地において宿泊業を営む予定だったが、許可後、コロナ感染症の影響が著しく、事業見直しを検討したが、昨今の物価の高騰も相まって撤退するに至った。

総合意見:賃借人木原造林(株)は林業やホテル事業等を営んでおり申請地付近には観光施設やホテル等が点在し集客に恵まれた環境であることから、需要の多いペットと一緒に宿泊できる宿泊施設を整備するため、令和×年×月×日付けで賃借権による転用許可を得たところである。

しかしながら、許可以降コロナによる宿泊業への影響が非常に大きく、計画遂行の為事業計画の見直し等も行ってきましたが、昨今の物価高騰も相まってやむを得なく事業撤退に至ったものであります。

今後の管理はK氏となりますが、許可処分を取消しても影響がないということから、やむを得ない申請と思われます。

補足ですが、当該地は許可以降管理がされておらず荒れた状態になっており、賃貸人であるK氏は一切の耕作を行ってなく、今後も耕作の予定はない事から、また、農地としての借り手が今のところ見つからないことから当該地は当面現状のままになるという見込みです。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可処分取消願」の1番について、取消する事にご異議ございませんか。

全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番について取消する事に決定致します。
—議案第4号 非農地証明願について—	
議長	(高久 和司) 次に、議案第4号「非農地証明願」についてを議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 7頁をお開き下さい。 議案第4号につきましては、「非農地証明願について」1番と2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第4号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)東京都〇〇 〇さん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:〇さん 利用状況:20年以上前から耕作しておらず、原野化しており現在に至る。 総合意見:当該地は20年以上前から耕作しておらず一部原野化しており、正しく非農地として見て参りました。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので私から意見を申し上げます。
12	(高久 和司) 担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—

議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 「非農地証明願」の2番について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。
9	(平山 貴典) 議案第4号番号2について、調査報告を致します。 (願出人)高久甲〇〇 Iさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Iさん 利用状況:昭和49年頃から宅地として利用し現在に至る。 総合意見:当該地は昭和49年頃から宅地として利用されており、住宅も建っていることから正しく非農地として確認しました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意致します。長年宅地として利用されておりました正しく非農地として見て参りました。以上でございます。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。

—議案第5号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)

議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

9頁をお開き下さい。
議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から6番までの6件についてご説明致します。

1番

設定者:Pさん

被設定者:Qさん

土地の所在:富岡 合計××筆

地目:田

面積:合計××㎡

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和6年5月1日～令和11年4月30日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

2番

設定者:Rさん

被設定者:Sさん

土地の所在:高久甲 合計××筆

地目:田

面積:合計××㎡

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和6年5月1日～令和11年4月30日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

3番

設定者:Pさん

被設定者:Tさん

土地の所在:富岡 合計××筆

地目:田
面積:合計××㎡
利用権の種類:使用賃借権
内容:畑
設定期間:令和6年5月1日～令和11年4月30日
新規設定

4番

設定者:公益財団法人 栃木県U公社 理事長 Vさん
被設定者:Wさん
土地の所在:豊原乙 合計××筆
地目:田、畑
面積:合計××㎡
利用権の種類:所有権
内容:田、普通畑
所有権移転の時期:令和6年5月10日
対価:××円

5番

設定者:公益財団法人 栃木県U公社 理事長 Vさん
被設定者:Xさん
土地の所在:高久甲 合計××筆
地目:田
面積:合計××㎡
利用権の種類:所有権
内容:田
所有権移転の時期:令和6年5月10日
対価:××円

6番

設定者:公益財団法人 栃木県U公社 理事長 Vさん
被設定者:Yさん
土地の所在:豊原丙 合計××筆
地目:畑
面積:合計××㎡
利用権の種類:所有権
内容:普通畑
所有権移転の時期:令和6年5月31日
対価:××円

以上ご報告致します。
よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長	(高久 和司) 事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農用地利用集積計画の要請について」1番から6番を要請することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、要請する事に決定致します。 これをもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。